国から地方へ
税源移譲

税制改正シリーズ　第3回

減る税と、増える税

あなたの所得税、住民税が変わります

この税制改正シリーズで、すでにお知らせしてきたように、国から地方への税源移譲が始まりました。これによって、ほとんどの人は、所得税が減り、代わりに住民税（市県民税）が増えることになります。今回の税源移譲は、確定申告や住民税の申告にも影響します。改正の内容を確認しましょう。

確定申告前に、平成18年分所得税の変更点を再確認しましょう

①定率減税額の引き下げ

所得税額の20％（最高25万円）から、所得税額の10％（最高12万5千円）に引き下げられました。

②寄付金控除が変わります

適用下限が1万円から5千円に引き下げられ、5千円を超える部分が控除の対象となります。また、政党寄付金特別控除も適用下限が1万円から5千円に引き下げられました。

③既存住宅を耐震改修した場合の所得税額の特別控除が新設されました

居住者が、一定の計画区域内において、居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のもの）を一定の耐震改修をした場合に、改修に要した費用の10％相当額（最高20万円）を控除することになりました。

※今回の平成18年分所得についての所得税は、税源移譲前で計算します。

平成19年度（平成18年分所得）住民税（市県民税）の変更点

①定率減税がなくなります

定率減税として住民税所得割額の7・5％（限度額2万円）を控除していましたが、平成19年度から控除がなくなります。

②一部の人は住民税額が段階的に増えます

昭和15年1月2日以前に生まれた人で、前年の合計所得金額が１２５万円以下の人は、住民税額が段階的に増えます。これらの人は、平成17年度以前は住民税が非課税でしたが、「老年者による非課税措置」が廃止されたため課税の対象となりました。ただし、急激な税負担を緩和するため、平成19年度までは経過措置があり、本来の税額を減額します。（右下表）

③税率の変更（税源移譲）

税源移譲にともない、これまでの三段階の税率（5％～13％）から、一律の税率（10％）になります。このため、多くの人は住民税の負担額が増加します。このため、同じ種類の控除でも、課税所得額は、控除額が少ない住民税の方が、所得税に比べて大きくなります。そこで、税負担が変わらないようにするために、「調整控除」を創設し、住民税の所得割から控除します。

所得税の税源移譲は既に始まってます

所得税は、平成19年所得から税源移譲が始まります。給与収入は今年の1月から、年金収入は今年の2月支給分から、また、事業所得などは、今年7月の予定納税から、所得税の額が減ります。ただし、確定申告は、前年の所得に対する所得税の精算なので、平成20年の確定申告時から、税源移譲後の新しい税率になります。これに対して、住民税は、平成18年分所得から税源移譲が始まるため、今年の6月から税額が増えます。

なお、不動産や株式の譲渡所得については、別の税率で計算するため、税源移譲による影響はありません。

表　住民税の「老年者非課税措置」の廃止に伴う経過措置

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
非課税	約2／3を減　額	約1／3を減　額	全額課税

グラフ　税源移譲の前と後での住民税所得割の額

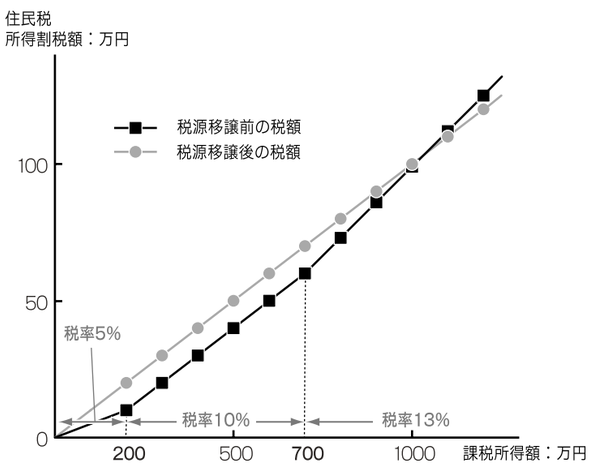

今回の申告の内容が6月からの住民税に影響します

平成19年度の住民税は、平成18年分所得の申告内容に基づいて計算し、今年の6月からお支払いいただきます。平成19年度は、税源移譲によって、住民税が増えるのでご注意ください。

控除を忘れていませんか

確定申告は、所得税だけでなく住民税にも影響します。取り忘れた控除がないか確認しましょう。

①寡婦控除

老年者控除の廃止により、65歳以上の女性も寡婦控除をとれるようになりました。これにより、住民税が非課税になることがあります。所得税が非課税の人も申告してください。

【寡婦控除の条件】

・夫と死別（または生死不明）後再婚していない人で、合計所得金額５００万円以下の人

・夫と死別（または生死不明）や離婚後再婚していない人で、扶養親族をとっている人

②高齢者の障害者控除

身体障害者手帳、療育手帳を持っていなくても、次の場合、障害者控除が受けられます。ただし、これらの手帳を持っていない人が障害者控除を受けるためには、福祉事務所長の認定が必要です。詳しくは、㊢介護福祉課（☎23-9660番、FAX22-1768番）にお問い合わせください。

【認定の条件】

・65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていて6か月以上寝たきりの人など

③扶養控除

税法上では、生計を同一にする、合計所得が前年度38万円以下の人を扶養していると、扶養控除を受けることができます（ただし、その人が、専従者でなく、ほかの人の扶養にとられていないことが必要です）。健康保険の扶養基準と異なり、税法上では、失業保険や遺族年金などの非課税所得のある人でも扶養にとることができます。

また、前年中に亡くなられた場合、その亡くなられた年の分は税法上の扶養にとることができます。

住民税額が試算できます

申告が終わったら平成19年度の住民税額を試算してみませんか。全国地方税務協議会のホームページから税源移譲後の住民税が試算できます。なお、試算結果は実際と異なる場合がありますのでご注意ください。

全国地方税務協議会ホームページ：
http://www.zeikyo-soft.jp/

来年以降の変更点

税金の制度改正は来年以降も行われます。ここでは来年以降の変更について、皆さんから問い合わせが多い内容についてお知らせします。

①住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）は、所得税だけの控除のため、税源移譲で所得税が減少すると控除が目減りする場合があります。平成18年までの入居者について、今回の税源移譲によって、平成19年以降の所得税額における住宅借入金等特別控除による減税額が少なくなってしまう場合には、その分を翌年度の住民税から控除することになります（平成20年度から）。

②地震保険料控除の創設

平成19年分所得税と平成20年度住民税から、損害保険料控除の代わりに地震保険料控除を、所得税で最大５万円を、住民税で最大２万５千円を控除できます。なお、平成18年末までに契約した長期損害保険料は、今回の制度改正後も控除できます。

問い合わせ先　㊢税務課市民税係☎30-6140番、FAX22-1398番

用語説明

所得・課税所得

「所得」は、年金や給与、事業収入などの「収入」から、公的年金等控除や給与所得控除、事業の経費を除いたもの。「所得」から基礎控除、扶養控除や社会保険料控除などの各種所得控除を差し引いたものが「課税所得」。

所得割・均等割

住民税の種類。課税所得に税率を掛けた所得割税額と課税所得に関わらず一定税額の均等割税額がある。

自衛官等採用試験

募集種目	応募資格	受付期間	試験日
2等陸・海・空士	18歳以上27歳未満	～2月23日(金)	2月24日(土)
予備自衛官補（一般）	18歳以上34歳未満	～4月9日(月)	4月14日(土) 15日(日) 16日(月) のいずれか1日
予備自衛官補（技術）	18歳以上で国家資格を有する人※		

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

自衛隊滋賀地方協力本部彦根地域事務所（旭町）☎26-0587、ホームページ：http://www.shiga.plo.jda.go.jp